

縦書きとする文書の指定に関する訓令

〔最終改正 平成13.9.28 京都府警察本部訓令第29号〕

京都府警察文書規程（平成13年京都府警察本部訓令第29号）第14条第1項第4号の規定により、縦書きとする文書を次のとおり指定する。

(1) 京都府警察本部の令達により定められている様式のうち、次に掲げる様式

ア 表彰等に関する訓令（昭和38年京都府警察本部訓令第5号）によつて定められた内賞、ほう賞または感謝状

イ 名刺の様式に関する訓令（昭和42年京都府警察本部訓令第4号）によつて定められた様式

ウ 名誉師範の称号に関する訓令（昭和47年京都府警察本部訓令第6号）によつて定められた様式

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの。

ア 祝辞、弔辞等で、慣習に従い巻紙等の用紙に墨書する文書

イ 表札、看板、幕、標識、ポスター等で、横書きすることがいちじるしく困難であり、またはその形態をそこねるおそれのあるもの。

ウ 簿冊等の背表紙の表示で、横書きすることが困難なもの。

附 則

この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。